

議案第70号

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例（案）

第1条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料（議案第70号）

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第4条（略） （手当）	第1条～第4条（略） （手当）
第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び 期末手当は、次のとおりとする。	第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び 期末手当は、次のとおりとする。
(1)（略）	(1)（略）
(2) 期末手当 給料の月額、地域 手当の月額及び給料の月額に10 0分の20を乗じて得た額並びに 給料の月額及び地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に <u>100分の15</u> <u>7.5</u> を乗じて得た額とする。	(2) 期末手当 給料の月額、地域 手当の月額及び給料の月額に10 0分の20を乗じて得た額並びに 給料の月額及び地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に <u>100分の16</u> <u>7.5</u> を乗じて得た額とする。
第6条・第7条（略）	第6条・第7条（略）

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第4条（略） （手当）	第1条～第4条（略） （手当）
第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。	第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。
(1)（略）	(1)（略）
(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額とする。	(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の157.5</u> を乗じて得た額とする。
第6条・第7条（略）	第6条・第7条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第70号 木津川市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づき期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告を受け、協議、検討を実施 ・政策会議において人事院勧告に準拠することを決定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度 (令和3年度から) 令和3年度：▲343千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	人事院勧告に基づいて改定を行います。	